官報目録

令和８年１月付録

発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

本紙　第一六一九号から第一六三七号まで
号外　第一号から第二一号まで／特第一号から特第五号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例　1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

詔書　日　号外　ページ

令和八年一月二十三日に、国会の常会を東京に召集する詔書　一三　特2　一

日本国憲法第七条により、衆議院を解散する詔書　二三　特3　一

令和八年二月八日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する詔書　二七　二

政令

一　財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令の一部を改正する政令　一五　8　二

二　国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令　一五　8　二

三　国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令　二一　三

四　高齢者の医療の確保に関する法律施行令及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令　二一　三

五　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令　二三　二

六　介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令　二三　二

七　歯科医師法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令　二八　二

八　学校教育法施行令の一部を改正する政令　二八　二

九　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部を改正する政令　二八　二

最高裁規則

一　民事裁判情報の活用の促進に関する法律第三条第二項に規定する最高裁判所の講ずる措置等に関する規則　二二　一

二　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する規則　二九　一

府令

○内閣府

一　児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令　二九　19　一

二　重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令　三〇　20　二

府令・省令

○内閣府、財務省、経済産業省、○文部科学省、環境省

一　エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令　二一　五

デジタル庁令・省令

○デジタル庁、総務省

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令の一部を改正する命令　二九　19　六

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令　二九　19　四

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令　三〇　20　一二

復興庁令・省令

○復興庁、厚生労働省

一　厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令　七　二

省令

○総務省

一　第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令　九　5　一

二　電波法施行規則等の一部を改正する省令　一四　7　二

三　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令　一五　8　六

四　〃　二七　17　一

五　電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令　二七　17　一一

六　電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令　二七　17　一五

		日号外	ページ
七	住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令	二九 19	七
八	住民基本台帳法第三十条の十五の二に規定する準法定事務及び準法定事務処理者に関する省令の一部を改正する省令	二九 19	一〇
九	恩給給与細則等の一部を改正する省令	三〇 20	一三
一〇	電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令	三〇 20	二九
	○総務省、外務省		
一	令和八年一月二十三日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙及び当該総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官国民審査に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令	二三 特4	一
	○法務省		
一	民事裁判情報の活用の促進に関する法律施行規則	一五 8	二一
二	商業登記規則等の一部を改正する省令	一六 9	一
三	戸籍法施行規則の一部を改正する省令	二六 16	一
四	登記事務委任規則の一部を改正する省令	三〇 20	三一
	○法務省、厚生労働省		
一	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇 20	三一
	○厚生労働省		
一	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一三 6	一
二	国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令	一五 8	二四
三	労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令	二〇 12	一
四	賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二〇 12	一三
五	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令	二一	六
六	予防接種法施行規則の一部を改正する省令	二六	二
七	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令	二六 16	二
八	保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令	二八	三
九	雇用保険法施行規則の一部を改正する省令	三〇 20	三二
	○農林水産省		
一	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令	六 2	一
二	農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令	一三 6	六
三	動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令	二一 13	一
四	動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令	二一 13	二
五	食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇 20	三四
六	漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令	三〇 20	三八
	○経済産業省		
一	不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令	二〇 12	一五
	○経済産業省、環境省		
一	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令	二一	六
	○国土交通省		
一	道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令	九 5	一八
二	船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令	一五 8	四二
三	老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令	三〇 20	三八
四	航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	三〇 20	一〇一

規則

	○人事院		
一一―四―一〇	人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則	一六 9	四
	○内閣府		
一	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第四十七条第一項の内閣総理大臣が定める額	一五	二
二	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則の一部を改正する告示	一五 8	四八
三	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間	一六 9	六
	○宮内庁		
一	令和九年歌会始のお題を定められた件	一四	一
二	皇居において天皇誕生日一般参賀を行う件	二六	五
	○公正取引委員会		
一	公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を変更した件	三〇	二
	○公正取引委員会、消費者庁		
一	食品缶詰の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件	三〇 20	二二
	○国家公安委員会		
一	古物営業法施行規則第十五条第三項第五号ニの規定に基づき、書類を指定する件の一部を改正する件	三〇 20	一〇四

告示

○金融庁

一　電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件　二八　五

○消費者庁

一　適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件　一三　二

○こども家庭庁

一　令和八年度における子ども・子育て支援納付金の額の算定に関してこども家庭庁長官が定める率及び額を公示する件　一五　二

二　令和八年度における子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第十七条第一号に規定することも家庭庁長官が定める額　一五　二

三　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和五年こども家庭庁告示第九号）を廃止する件　一六　9　一四

四　子ども・子育て支援納付金の算定等に関する内閣府令第八条第一項に規定することも家庭庁長官が定める率　二一　七

○デジタル庁

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　九　一五　二　五

〃　一五　二　五

〃　三〇　20　二四

○デジタル庁、総務省

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　九　五

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　九　六

三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　一五　三

四　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　一五　三

五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　一五　三

六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　三〇　20　二四

○総務省

一　特定国外派遣組織を指定する件　五　二

二　令和七年度地方債計画の全部を改正する件　九　二

三　特定国外派遣組織を指定する件　九　六

四　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一四　一

五　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　一四　7　五

六　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　一四　7　七

七　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件　一四　7　一三

八　特定国外派遣組織を指定する件　一六　二

九　基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件　一六　9　一五

一〇　基幹放送普及計画の一部を変更する件　一六　9　一七

一一　統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件　一九　10　一

一二　特定国外派遣組織を指定する件　二〇　四

一三　時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件　二三　五

一四　在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件　二三　特4　一

一五　在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件　二三　特4　二

一六　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件　二六　二

一七　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件　二六　二

一八　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　二六　二

一九　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件　二六　二

二〇　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　二六　三

二一　衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件　二六　三

二二　衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件　二六　三

		日	号外	ページ
二三	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	二六		三
二四	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件	二六		三
二五	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	二六		三
二六	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件	二六		三
二七	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	二六		四
二八	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件	二六		四
二九	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	二六	特5	一
三〇	衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件	二六	特5	一
三一	衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件	二六	特5	一
三二	政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件	二七		二
三三	夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件	二七	17	二五
三四	市の境界変更の件	二八		五
三五	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件	三〇		二
三六	周波数割当計画の一部を変更する件	三〇	20	一〇五
三七	第一号新規開設局を定める件	三〇	20	一〇五
三八	令和七年度地方債同意等基準の一部を改正する件	三〇	20	一〇五
	○中央選挙管理会			
一	選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を定めた件	二三	特4	四
二	衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条第一項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件	二六		四
三―六	衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件	二六		四
七	衆議院名簿届出政党等が北関東選挙区及び東京都選挙区において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を定める件	二六		四
八	衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件	二六	特5	二
九	衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件	二六		五
一〇	令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件	二七		二
一一	令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等に関する件	二七		二
一二	最高裁判所裁判官国民審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号に関する件	二七		三
一三	令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を選任した件	二七		三
一四	令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票を行う期間に関する件	二七		三
一五	令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時に関する件	三〇		三
一六	令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査会の場所及び日時に関する件	三〇		三
一七	令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件	三〇		三
	○衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	三〇		三
	○衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	三〇		三
	○衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	三〇		三
	○衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	三〇		三
	○衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	三〇		三
	○衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長			
一	衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件	三〇		三

○衆議院比例代表選出選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出東海選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出近畿選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出中国選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出四国選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○衆議院比例代表選出九州選挙区選挙長
一　衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件　三〇　三

○消　防　庁
一　消防法施行規則第四条の四第五項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　二三　五

○法　務　省
一　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　五　二
二　民事裁判情報の活用の促進に関する法律第四条第一項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針を定める告示　一五８四八　二
三　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一九　二
四　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　二一　七
五　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二六　五
六　公証人法第八条の規定により公証人の職務を行わせる件の一部を改正する件　二六　五
七　公証人法第八条の規定により配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する認証に関する事務を行わせる件の一部を改正する件　二六　五
八　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　二八　五
九　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件　二九　二

○外　務　省
一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書Ⅲの改正に関する件　六　一
二　返納を命じた旅券を無効とする件　六　一
三　日本型工学系高等教育による技術者育成環境整備計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の書簡の交換に関する件　七　二
四　南部地域における中核病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三
五　ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三
六　東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　三
七　返納を命じた旅券を無効とする件　八　三
八　円借款の供与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件　八　三
九　返納を命じた旅券を無効とする件　九　六
一〇　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　九　一
一一　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　九特1　二
一二　円借款の供与に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　四
一三　円借款の供与に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の書簡の交換に関する件　一五　五
一四　情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　一六　二
一五　トンガ王国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件　一九　二
一六　返納を命じた旅券を無効とする件　一九　三
一七　円借款の供与に関する日本国政府とベナン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　七
一八　円借款の供与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二一　八
一九　国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件　二二　一
二〇　エスワティニ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とエスワティニ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二一　コートジボワール共和国におけるサヘル地域近隣州における国境管理能力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件　二三　六

二二　パラグアイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二三　ホンジュラス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二四　キューバ共和国における東部県における水・衛生及び保健サービス基盤改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二五　トンガ王国政府に対する贈与に関する日本国政府とトンガ王国政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二六　ベリーズ・シティ旋回橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とベリーズ政府との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二七　パキスタン・イスラム共和国政府におけるハイバル・パフトゥンハー州併合地域における公共サービス基盤整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二三　六
二八　返納を命じた旅券を無効とする件　二三　六
二九　不正取得された無効旅券の告示　二七　三
三〇　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二七　三
三一　紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示　二七　17　二九　三

○財務省

一　関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件の一部を改正する件　五　二
二　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　五　1　三
三　山口県平生港は開港でなくなった件　七　二
四　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　一
五　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　二
六　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　三
七　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　三
八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示　八　4　四
九　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　八　4　四
一〇　支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　九　三
一一　出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件　九　三
一二―一八　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一四　7　一七
一九―二一　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一四　7　二三
二二―二四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一四　7　二四
二五　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　七
二六　公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件　二三　七
二七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九　19　一六
二八　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件　三〇　二
二九　電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件　三〇　20　一〇六

○財務省、農林水産省

一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二〇　一
二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　二
三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二〇　三

○財務省、農林水産省、経済産業省

一　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一九　三

○文部科学省

一　有形文化財を重要文化財に指定する件　九　5　八六
二　学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件　一四　一
三　有形文化財を重要文化財に指定する件　一五　8　五〇

四　重要文化財に有形文化財を追加して指定する件　一五8五二
五　文化財保護法第五十九条第一項に基づき登録有形文化財の登録を抹消する件　一五8五三
六　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の登録事項の変更に関する件　三〇20一六
七　日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の廃止に関する件　三〇20一六

○厚生労働省

一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する件　五1一
二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件　五1二
三　健康保険法施行規則第百三十五条の二の二第二項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める額の一部を改正する件　七二
四　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件　八二
五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件　八二
六　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等等の一部を改正する告示　一三6八
七　令和八年における国民生活基礎調査の調査の期日等を定める件　一五8五三
八　国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件　一六一
九　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件　一六一
一〇　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する件　一九一
一一　事業譲渡又は合併を行うに当たって会社等が留意すべき事項に関する指針の一部を改正する件　二〇12一六
一二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度及び令和九年度における基礎財政安定化基金拠出率　二六四
一三　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和八年度における子ども・子育て支援納付金財政安定化基金拠出率　二六五
一四　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律第八条第一項の規定に基づく指定納付受託者の指定の件　二六六
一五　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示　二八四
一六　次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターが同条第二項に規定する業務を行う主たる事務所を変更した件　三〇四
一七　次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターの指定を取り消した件　三〇四
一八　厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件　三〇20一〇七
一九　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三〇20一〇八
二〇　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和四年度、令和五年度及び令和六年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件　三〇20一〇八
二一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三〇20一〇九

二二　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三〇　20　一〇元

二三　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三〇　20　一〇元

二四　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条の二第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件　三〇　20　一〇元

○農林水産省

一　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　五　二

二　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　五　三

三　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　六　一

四　出願公表後に名称変更がなされた件　六　四

五　特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件　六　七

一三六―　保安林の指定をする件　七　三

一四　農薬を登録した件　七　四

一五　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　八　四

一六　令和八年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めた件　八　七

一七　令和八年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件　八　七

一八　肉用子牛の合理化目標価格を定めた件　八　七

一九　肥料の登録の有効期間を更新した件　八　四

二〇　生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件　八　七

二一　肥料の登録が失効した件　八　七

二二　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件の一部を改正する件　八　八

二三　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件の一部を改正する件　八　八

二四　予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　八　九

二五　保安林の指定を解除する件　九　六

二六　保安林の指定施業要件を変更する件　九　七

二七　租税特別措置法施行令第十七条第二項第四号及び第三十九条の二十六第二項第四号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件　九　七

二八　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　九　七

二九　肥料の登録の有効期間を更新した件　九　七

三〇　登録外国生産業者の住所の変更に係る届出があった件　九　五八七

三一　肥料の登録が失効した件　九　五九〇

三二三　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　九　五九〇　一三　二

三四　特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一三　一四

三五　保安林の指定をする件　一三　五

三六　保安林の指定を解除する件　一三　五

三七　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　一四　三

三八　農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件　一四　五

三九　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一四　六

四〇　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一四　七　三〇

四一　特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一四　七　二六

四二　特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一四　七　三三

四三　特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一四　七　三四

四四　出願公表後に品種登録を取り下げた件　一五　六

四五　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　一五　六

四六　肥料を登録した件　一六　五

四七　特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　一九　三

四八　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　三

四九　漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件　二〇　三

五〇　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二〇　四

五一　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二〇　四

五二　農業保険法第百四十八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件の一部を改正する件　二一　七

五三　令和九年産のうんしゅうみかん等の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件　二一　七

五四　保安林の指定をする件　二一　九

五五　種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件　二二　14　一

五六　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件の一部を改正する件　二二　14　五

五七　特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件　二三　七

五八　保安林の指定をする件　二六　六

五九　保安林の指定を解除する件　二六　六

六〇　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例一時金等に関する政令第六条第一項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件　二六　七

六八　保安林の指定をする件　二八　六

六九　保安林の指定を解除する件　二八　六

七〇　保安林の指定施業要件を変更する件　二八　六

七五　種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　二九　二

八一　農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二九　19　一二

		号外	ページ
八三	食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針	三〇	五
	○経済産業省		
一	産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件	一三	五
二	中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件	一四	四
三	旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値	二〇	一〇九
四	旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値	二〇	一〇九
五	ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値	二〇	一〇九
	○特　許　庁		
一	登録調査機関の調査業務を行う事務所の名称及び所在地を変更する件	五	六
	○国土交通省		
一	利尻空港の施設について告示した事項に変更があった件	五	六
二	建築基準法第七十七条の二十一第三項及び第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件	五	七
三	建築基準法第七十七条の三十五の五第三項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を改正する件	五	七
四	運輸審議会から答申があった件	六	五
五	高速自動車国道に関する件	七	四
六	住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件	八	七
七	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示	九五三八	
八	改良すべき踏切道を指定した件	九五九〇	
九	一一〇―一三〇―砂防法第二条の土地を指定する件	九五九四	
一四	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	九五九五	
一五	砂防法第二条の土地を指定する件	九五九六	
一六	直轄砂防工事を施行する件	九五九六	
一七―二一―砂防法第二条の土地を指定する件		九五九六	
二二―二五―砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件		九五九七	
二六―二八―砂防法第二条の土地を指定する件		九五九九	
二九	その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示	一三	四
三〇	高速自動車国道に関する件	一四	四
三一	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式変更の承認をした件	一四	四
三二	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件	一四	四
三三	船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件	一四	四
三四	American Bureau of Shipping から登録事項の変更の届出があった件	一四	四
三五	運輸審議会件名表に登載された件	一五	六
四三―三六―砂防法第二条の土地を指定する件		一五	七二
四四	船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件	一六	六
四五	住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件	一九	六
一〇―四六―四七―自動車の型式を指定した件		一九一〇	三三
一一―〇〇―九九―自動車の共通構造部の型式を指定した件		一九一〇	三五
一一―〇一―八九―自動車の装置の型式を指定した件		一九一〇	三五
一一―九〇―九四―自動車の装置の型式についての指定を取り消した件		一九一〇	三五
一一―九六―九七	原動機付自転車の型式を認定した件	一九一〇	三五
一一―九八―九九	検査対象外軽自動車の型式を認定した件	一九一〇	三五
一九五	小型特殊自動車の型式を認定した件	一九一〇	三六
二〇〇一	指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する旨届出があった件	一九一〇	三五
二〇二	船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件	一九一〇	三五
二〇三―四―砂防法第二条の土地を指定する件		二二	二
二〇五―六―砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件		二二	三
二〇七	直轄砂防工事を施行する件	二二	四
二〇八―九―砂防法第二条の土地を指定する件		二二	四
二一〇	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	二二	四
二一一	空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示について、告示した事項に変更があった件	二二14	八
二一二	航空情報を提供する場所等を定める告示について、告示した事項に変更があった件	二二14	八
二一三	航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件	二二14	九
二一四	海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の内容及び方法の基準等を定める告示	二二14	九
二一五	宅地建物取引業法第十六条第三項の規定に基づく登録講習機関の登録の件	二三	八
二一六	高速自動車国道に関する件	二六	七
二一七	土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件	二六	八
二一八	水先人に免許を与えた件	二七	三
二一九―二二五―砂防法第二条の土地を指定する件		二八	七
二二六	令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数を定める告示	三〇	二
二二八―三〇―高速自動車国道に関する件		三〇	六

二三一―登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件　三〇　七
二三五　登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録の件　三〇　七
二三六　標準倉庫寄託約款（甲）　三〇　二七
二三七　標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）　三〇　二三
二三八　標準冷蔵倉庫寄託約款（甲）　三〇　二三
二三九―砂防法第二条の土地を指定する件　三〇　二六
二四二　**○国土交通省、環境省**
一　資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件　二八　一
二　給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件　二八　四
○観光庁
一　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　二七　五
○海上保安庁
一　古山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示　五　二
二　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　二〇　一八〇
三　航路標識に関する件　二一　三
〃　二一　一一
五　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示　三〇　二七
○環境省
一　浄化槽法第七条第一項及び第十一条第一項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項の一部を改正する件　八　二
二　自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する告示　九　八四
三　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　一五　二

四　福島県双葉郡内の認定特定帰還居住区域復興再生計画に従って行う土壌等の除染等の措置に係る事項を告示する件　一九　六
五　水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件　二八　六
六　生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二九　一三
七　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　二九　一五
八　大気の汚染に係る環境基準（昭和四十八年五月環境庁告示第二十五号）の一部を改正する件　三〇　一〇
○防衛省
一―海上における射撃訓練を実施する件　七　四
九　自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件　七　五
一〇―海上における射撃訓練を実施する件　二一　九
一五　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、名称変更、追加提供及び新規提供が決定された件　二二　五
一六　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定した告示の一部を改正する件　二三　八
一七　海上における射撃訓練を実施する件　二六　八
一八―海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二六　八

二一　海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件　二六　九
○防衛装備庁
一　海上における射撃試験について　七　六
○東北地方整備局
一　道路に関する件　七　六
二　都市計画に関する件　一四　四四
三　道路に関する件　二〇　四五
四　〃　二七　五
五　都市計画に関する件　二九　三
六　〃　二九　一五
七―都市計画に関する件　三〇　二元
一一　道路に関する件　三〇　二元
○関東地方整備局
一　都市計画に関する件　五　六
二　建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の確認検査業務廃止の件　五　六
三　都市計画に関する件　二六　九
四　道路に関する件　二七　五
五　都市計画に関する件　二九　四
六　道路に関する件　三〇　二元
七　都市計画に関する件　三〇　二元
八　道路に関する件　三〇　二元
九―道路に関する件　三〇　二元
○北陸地方整備局
一　都市計画に関する件　九　七
二　〃　二一　一〇
○中部地方整備局
一　道路に関する件　五　六
二　〃　六　五五
三　〃　七　六
四　〃　一五　六
五　〃　二三　八
六　都市計画に関する件　二六　九
七　道路に関する件　三〇　二元
八　**○近畿地方整備局**
一　道路に関する件　九　七
二　〃　二二　七
三　大和川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件　二八　七

一　**○中国地方整備局**
二　道路に関する件　八　八
三　〃　九　七
四　〃　一四　五
五―〃　三〇　二元
七　**○四国地方整備局**
一　道路に関する件　二三　八
二　〃　二七　五
○九州地方整備局
一　道路に関する件　七　六
二　都市計画に関する件　八　八
三　道路に関する件　八　八
四　〃　一六　八
五―〃　一九　八
八　**○北海道開発局**
一　道路に関する件　一六　六
二―九―〃　三〇　二〇
一一　道路に関する件　一六　六
一二　**○最高裁判所**
一　民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号）第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を告示する件　二九　四
二　民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）による改正後の民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）及び民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）に規定する最高裁判所が定める技術的基準を告示する件　二九　五

		ページ
三　民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則の廃止に伴い、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則を廃止する細則を告示する件	二九	五
四　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、最高裁判所により、民事訴訟法第百三十二条の十第一項の最高裁判所の定める裁判所に係る各告示が廃止されたので、民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和四年最高裁判所規則第一号）第一条第二項に基づき告示する件	二九	六
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示		
〇岐阜県公安委員会		
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	六
〇愛知県公安委員会		
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	六
〇三重県公安委員会		
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	七
〇京都府公安委員会		
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	七
〇大阪府公安委員会		
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	七
〇兵庫県公安委員会		
二　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	七
〇鳥取県公安委員会		
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	七
〇島根県公安委員会		
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	七
〇岡山県公安委員会		
一　特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示	五	七